

令和6年度 九州大学法科大学院入学者選抜試験(一般選抜)

論文試験 試験問題出題趣旨・配点・採点基準

【出題趣旨】

九州大学法科大学院は、「国民の社会生活上の医師」としての法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力を修得し、法曹としての活動において、人々の様々な生活上の法的問題に真摯に向き合い、解決に繋げることができる素地を有する学生を受け入れることを理念としている。そこで、この試験は、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を判定する。この試験は中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日)において「小論文・筆記試験」に含まれる内容に沿ったものである。

本問は、今後あらゆる分野で法的な対応が一層問われる AI (人工知能) といった先端的科学技術に関する幅広い教養、異なる分野の内容も的確に受け止め考えることができる柔軟な思考力や読解力、他者の主張を正確に再構成し、他者に伝達できる文章表現力を問う。また、全体として、こうした力を基礎として、多様な人々との共生が求められる今後の社会における、公平性、開放性、多様性を、法的思考を駆使して実現する素地を有するかを問う。

【配点・採点基準】

(1) 「機械が置き換えた労働」は、目に見えるもので打ちこわしなどが可能であるのに対して、「知性」は、人間の能力の「本家本元」であるのに、人工知能が、計算や視覚情報処理、企業の経営や政策決定などの様々な分野で人間を遥かに上回るレベルで「知性」の機能を営み、人間固有の領域が、加速度的に狭くなっていくと考えられるから。

(154 字)

<部分点>

- ・ 「機械が置き換えた労働」の特性：目に見えること (3 点)、物理的なアクセスの可能性 (2 点)
- ・ 知性が人間の意義そのものに関わる能力であること (5 点)
- ・ 判断が必要となるといった人間固有の様々な領域に人工知能が展開していること (7 点)
 - * 具体的な例を挙げているかは問わない。
- ・ 人工知能の展開するスピードに触れていること 3 点

(2) (i) 人工知能がソヴァリン型へと発展するにつれて、次第に人工知能は自律性を増し、人間の自由が減っていくと考えられる。そのため、そのうち人間が人工知能に指導され、やがては支配されることになるのではないか、人間の立場はどうなるのかという不安が生じうる。(121 字)

<部分点>

- ・ 人工知能がソヴァリン型へと発展することで人工知能が自律性を持つこと（3点）、人間がむしろ自由を失う（支配されるでも可）こと（2点）
- ・ 人工知能の発展によって、人間の存在（立場）が脅かされるという不安（5点）

（ii）人間の生活のほとんどの領域は、物事の処理に当たっての評価の基準が曖昧であり、そうした場面ではむしろ「常識」によって物事が進められる。そして、オラクル型の人工知能が導入される領域は問いに対する答えが一義的であり人工知能の構成に合致するが、ソヴァリン型が導入される領域は、人工知能の仕組みになじむ評価関数を基準により対応が図られるようなものではなく、むしろ「常識」による対応が重要となる。そうした領域では、人工知能が「常識」的な判断を行うものへと展開しなければ、場合によっては人間の命にまでかかわる問題が生じるため、作者が言うように、「ソヴァリン」型の人工知能は、「常識」を備えたものであることが求められる。（302字）

<部分点>

- ・ 人間生活の多くの場面では、評価の基準が判然としないこと（2点）、むしろ「常識」によること（3点）
 - ・ オラクル型の人工知能が導入される領域は、現在の人工知能の仕組み・基準に合致していること（5点）
- *具体的な例を挙げて同様のことを述べている場合も可
- ・ ソヴァリン型が導入される領域では、現在の人工知能の基礎とする基準に合致しないこと（2点）、むしろ、そうした基準では表せない「常識」が重要になること（3点）
 - ・ ソヴァリン型が「常識」による判断の機能を備えなければ、導入される領域で求められる機能を果たせず、（深刻な）支障が生じること（10点）
 - ・ 結論（常識の塊でなければならないとする下線部分に対応する記述）（5点）

（3）人工知能が人間の知性に追いつき、追い越し、そしてはるかに凌駕するようになった時、人間はもはや「知性」によって自らのアイデンティティを維持することはできなくなる。また、人工知能は、私が私に価値を見出すことを可能にする「個性」も、私固有のものではなく、偽造、複製が可能なものへと変えてしまうかもしれない。しかし、人間の存在そのものと結びついた、そして、知性の必要条件ではない「意識」に、人間の存在の意義や、常識として現れるような生命のしなやかさ、頑健性を求めることが可能であると考えられるから。（245字）

<部分点>

- ・ 人工知能の展開により「知性」（3点）によって人間のアイデンティティの維持（2点）ができなくなること
- *対応する例を挙げていても同様の趣旨の記述であると認められれば可

- ・ 人工知能の展開により「個性」(3点)も人間に固有とは言えなくなること(2点)
* 対応する例を挙げていても同様の趣旨の記述であると認められれば可
- ・ 人間の存在と「意識」の関係(3点)、知性と「意識」の関係(2点)
- ・ 人間の存在の意義(10点)
- ・ 常識として現れるような生命のしなやかさ等(5点)

(「意識」を対象とした研究が、人工知能の本質的な限界を超える可能性や今後の人工知能研究にとって大事だ、といった点まで解答することを求めているが、最後の部分点を得られる記述がない場合には、上記の人工知能研究についての意義に関する点を解答していると認められる記述に部分点を付与することは可)

(4)(i) 筆者は、万能チューリングマシンが意識を生み出すことになるという意見に賛成しないと考えられる。というのも、筆者は、身体性が脳の神経活動に影響を与えるという形で間接的に意識に影響を与えていると考えているからである。このように、筆者は、意識は、人間の身体性を重要な要素となっていると考えていると推測される。ところが、万能チューリングマシンは、意識に支えられた理解を持つシステムのふるまいを再現はしていたとしても、全て無機的な部分で構成されていて、その構成に意識は必要がないとされる。そこには、必ずしも、筆者が重視する人間のような意識に影響を与えるような身体性が認められない。以上より、筆者は、上記の意見に賛成しないと考えられる。(309字)

<部分点>

- ・ 賛成しないという評価(5点)
- ・ 意識と身体性の関係に触れていること(身体性が意識に間接的に影響を与えていること)(10点)
- ・ 筆者が意識の存在にとって身体性を重視していること(5点)
- ・ 万能チューリングマシンの構成：無機的な部分で構成されていること(3点)、意識自体を有しないこと(2点)
- ・ 万能チューリングマシンが身体性を有しないこと、もしくは、有するかどうかわからないこと(3点)
- ・ それゆえ、万能チューリングマシンに意識が存在するようになるとは解さず、意見に賛成しないと考えられること(2点)

(ii) 筆者は、人工知能の研究は、単に実用的な意義を有するだけでなく、人間が自分自身の成り立ちを理解するという意義も有していると考えている。しかし、現在の人工知能研究は、知性の研究を意識に関係なく行うことができるということを前提とし、身体性や自己意識、クオリアの意義を欠落させたものとなっており、限界を抱えている。そこで、筆者は、今後の人工知能研究は、意識のメカニズムや、人工意識の方法論を取り入れて進められるべ

きであると考えている。(213 字)

<部分点>

- ・人工知能の研究の目的が、自分自身・人間の成り立ちを理解するという意義も有していること (10 点)
- ・現在の人工知能の欠落：知性の研究を意識に関係なく行えるとしていること、身体性や意識の意義を無視したものになっていること (5 点)。そのため、限界があること (5 点)。
- ・今後の人工知能研究が、意識についても研究の範疇に入れていくべきであること (10 点)
 - *具体的な例を挙げて説明していても、同様の趣旨の記述であると認められれば可